

久坂生の文を評す 安政三年六月 在萩松本

僕家居以來、誓つて世と通ぜず。今、貴書を得て、答へざらんと欲すれば則ち來意に負き、答へんと欲すれば則ち前誓在り。因つて貴書を還して以て前誓を踏み、妄見を錄して以て來意に酬ゆ。兄、其の意を知り、其の禮を略し、且つ人に語るなくんば幸甚と爲す。○僕の師治心氣翁、余の爲めに令兄玄機を言ふこと悉せり。後、中村道太も亦屢々之れを言ふ。余、因つて一たび其の人を見んと欲す、而して其の人則ち亡し、と號す。蘭學に通じ譯書多く、有爲の材なく、安政元年歿、贈正五位。

* 以下第四卷一四一页「久坂生の文を評す」に同じ

「久坂生の文を評す」に同じ

岸獄の人、固より外人を見るに由なければ、則ち是れ亦望を絶てり。今忽ち此の書を得。玄機を知らんと欲して得ず、玄瑞乃ち在り、玄瑞を見んと欲して能はず、乃ち其徒らに涙を墮すのみ。近人又説く、玄機弟あり、玄瑞と曰ふ、亦奇士なりと。而して泛にして、思慮粗淺……(略)

無題 安政三、四年(カ) 在萩松本

諸君宿志各有報 諸君の宿志各々報ぜらるるあらん、

不妨年華累爲空 妨げず年華累りて空となるを。

堅冰漸泮春意動 堅冰漸く泮けて春意動き、

習坎乃知有亨通 習坎乃ち亨通あるを知る。

敏鎌に跋す 安政四年春 在萩松本

此の書は黙霖師余の爲めに言ふ。余因つて多方求索し、遂に安部氏の藏する所の刻本を假り、富永有隣に請ひて寫録し、家に藏す。丁巳春日、二十一回生

(大) 松陰獄
中の友吉村善
作、當時流され
て萩灣沖の
藍島にあり
〔開傳〕

(六) 吉村明卿が藍島に在るに寄す 安政四年秋 在萩松本

君流絶海我孤囚 君は絶海に流され我れは孤囚、
相思山河阻且脩 相思の山河阻たり且つ脩し。
却是鴻鯉如有意 却つて是れ鴻鯉意あるが如し、

(二) 萩の雅

乘風先報霸城秋 風に乘じて先づ報す霸城の秋。

釋

妻木壽之進に與ふ 安政四年八月十三日 在萩松本

(二) 松陰の

友人妻木彌次郎の長子(開傳)

此の文、毎朝神前に向つて三遍讀むべし。武運長久、國家安全、之れに過ぐべからざるものなり。

(三) 孝經
首章の文

身體髮膚、之れを父母に受く、敢へて毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終なり。

吉田矩方謹書

(四) 佐世八
十郎、後の前原一誠。その郷は長門國厚狹郡船木の目出、今的小野田町なり

佐世君が郷に歸るを送る 安政四年十一月 在松下村塾

十日與君讀 十日君と読み、

今日送君歸 今日君の歸るを送る。

君武元赳々 君の武はもと赳々たり、

亦足助國威 また國威を助くるに足る。

干城不自慊 干城自ら慊こころよしとせず、

文海拾珠璣 文海に珠璣しゆきを拾ふ。

八方肅冬景 八方、肅たる冬景、

萬山多落暉 萬山、落暉多し。

南海有君在 南海、君の在るあり、

不必嘆式微 必ずしも式微を嘆ぜず。

往矣莘渭徒 往け莘渭さんゐの徒、

勿徒歌采薇 徒らに采薇さいひを歌ふことなかれ。

藤寅拜草

村塾記事 安政四年冬 在松下村塾

天下の書、蓋し四大別あり、曰く經・史・子・集。四者を通習し、各、其の精を究むる、是れを博學と謂ふ。博學にして要を失する、是れを雜學と謂ふ。雜學は以て學と

(五) 船木は長門の南部、瀬戸内海寄りを以ていふ
(六) 伊尹、殷の湯王に見出されしとき、有幸の野に田夫たり。太公望、周の文王に見出されしとき渭水の濱に漁夫たり、伊尹・太公望の如き君主輔佐の臣となり、西山に薇びをとるの歌(前出二八貞頭註參照)を歌ふが如き自己一身のみを清くなれて満足するなれとなり

(七) 漢籍を分類してこの四つにす。經書、史は經歴史、子は子類、節ち荀子・莊子等。

集は個人の集
録、即ち自氏
文集の類
(一) 安政四年七月三日
富永有隣、野
山獄を免さるや、その二
十五日松下村塾の賓師とな
る「關傳」

爲さず。是に於てか専門の學も亦廢すべからず。有隣已に村塾に入り、塾生大いに振
ふ。十數歳の童にして傍訓を假らずして文字を讀む者、駿々として輩出す。就中四生
あり、二十二史及び資治通鑑を以て各々自ら課と爲し、専ら修めて功を見んと欲す。
一浮屠あり、専ら諸集を修む。夫れ經は則ち大なり、子は則ち難し、童子の治め易き
所に非ざるなり。數年之後、史より經に入り、集より子に入るもの、未だ必ずしも人
なしとせず。吾れの待つ所は是れなり。然りと雖も是れ皆漢學者流のみ。又二生あり、
一は加茂・本居一先の軌轍に従ひて、古學を講じ古書を讀まんと欲す。一は水藩及び
賴氏の流派を承り、國體を明かにし皇道に通ぜんと欲す。是れ益々樂しむべきなり。
有隣余に謂つて曰く、「諸生斐然として德を成し材を達す、三年七年にして、章を成
すこと期すべし。吾れと子と將た何を以てか自ら居らん」と。余曰く、「諸生材を成
し能を成す、皆果して彼れの如くんば、吾れ乃ち不材無能を以て自ら居るを得ん、是
れ天下の大快なり」と。有隣之れを肯ぶ。余、乃ち此れを書いて以て其の成るを待つ。

□□□□□、知心の友□□をして此の圖を爲らしむ、題するに短古を以

てす 安政四年(カ) 在松下村塾

松陰築囚室 松陰に囚室を築き、

坐對護國山 坐して護國山に對す。

山頭吐皓月 山頭、皓月を吐き、

月華射松闕 月華、松闕を射る。

中有隱逸士 中に隱逸の士あり、

木石同其頑 木石と其の頑を同じうす。

對人眼常眞 人に對して眼常に眞む。

辯不師蘇張 辯は蘇張を師とせず、

巧不倣輸般 巧は輸般に倣はず。

且慕簞瓢趣 且く簞瓢の趣を慕ひ、

曲肱夢亦閒 肱を曲げて夢もまた閒なり。

夢裡忽逢月 夢裡忽ち月に逢ふ、

月唯解吾顏 月唯だ吾が顔を解く。

(一) 破顔一笑せしむるな
(二) 刮目して待つべし。呂蒙の故事に基く
(三) 久保清太郎士別れ
(四) 帝王世記に「帝堯の故事に天下太平と百姓無事平和の状況を報ぜよとの意なり

新年、清太に簡す 安政五年(カ) 在松下村塾

聞子新年罹小痺 聞く、子、新年小痺に罹ると、

不看三日所思多 看ざること三日、思ふ所多し。

幾時刮目窺高業 幾時か目を刮して高業を窺はん、

且寄吾家擊壤歌 且つ吾が家に擊壤の歌を寄せよ。

武道訓に跋す 安政五年二月二十九日 在松下村塾

武道訓一通、藝州人某の著なり、簡にして盡きたり。黒瀬眞市贈らる。因つて叢書中に編して、塾生の輩をして之れを誦習せしむ。顧ふに亦武道の一助に非ずや。戊午

二月念九、寅書す。

清狂上人に贈る 安政五年五月以前 在松下村塾

(六) 少林寺の僧たり、清萬表の激を受くるや同志三十餘人とともに倭寇を松江に襲ぐ。乃ち自ら部伍をつくり、鐵棒をもつて倭を撃殺すること甚しかりしも衆皆戰死せりといふ。東鑑に北條泰時の手に捕はれ一首を獻じて死を免かるといふ。第九卷四二三頁に作れると。

月性四十清且狂 月性四十、清且つ狂、

鍊鞭三百凜冰霜 鍊鞭三百、凜たり冰霜。

攘夷殉國日精魄 攘夷殉國、日精の魄、

彼有月空吾月坊 彼れに月空あり吾れに月坊。

(一) 行相府
と國相府
(二) 江戸方
右筆役ともい
ひ、藩主直轄
の政務に關與
する秘書役

(三) 毛利氏
の三末家、徳
山・清末・長
府。岩國は支
藩吉川氏

(四) 宋の眉
子瞻、東坡と
號す。建中靖
國元年歿、六
十六歳。文忠
と謚す。策と
あるは東坡策
の「策略二」
のこの條の欄

出づ。舊全
集第八卷の
「東坡策批評」
外に松陰評し
て曰く、「余が
兩府の撰充を
議するは實に
此に原く。其
の得失の如き
は世の議者に
附すると云

撰充の議已に定まる、分職の宜も亦議せざるべからざるなり。行相府は固より政務の本なり。然れども簿書期會、雜碎の務、徒らに人の耳目心思を亂すもの亦尠からず。切に謂へらく、當今の外事は勤王より大なるはなく、内事は治民理財より大なるはなし。内事は専らこれを國相に歸し、而して行相は専ら外事に任じ、責各々歸する所あり。互に相輔けて以て相援さずば大計建つべきなり。御政務座の職は吾れ知る能はず。然れども其の記錄典故は極めて機密なるものと雖も、皆これを國相府に移して可なり。其の賞罰繼絶の諸重事の如き、皆これを國相府に付して可なり。行相府をして一の冗雜の務なく、靜思安居以て外事を謀らしむ。某人當に京師に使せしむべく、某人當に幕府に使せしむべく、某事當にこれを同列の諸侯に告ぐべく、某事當にこれを三末・岩國に謀るべく、兵士幾名、器械幾副、金幾兩、糧幾石と規畫計算して之れを君公に聞し、之れを大臣に議し、之れを所司に下す、皆之れを行相府に主りて可なり。宋の蘇軾の策に契丹・西夏は古の行人・屬國に依倣し、特に一官を建て、宰相をして兩制

(五) 行人は四方賓客の事を掌る官、屬國は正しくは典屬國、蠻夷の降服せしものを掌り、漢の武帝これを置く。正しくは夷賊防禦御手當方といひ、防寇準備のことを當る役の反亂に際し、二人は共に誰陽城を死守し、遂に萬箋盡きて捕へられて死す。(八) 行相府用談役井上興四郎・手元役前田孫右衛門

ふ」と
(五) 行人は四方賓客の事を掌る官、屬國は正しくは典屬國、蠻夷の降服せしものを掌り、漢の武帝これを置く。正しくは夷賊防禦御手當方といひ、防寇準備のことを當る役の反亂に際し、二人は共に誰陽城を死守し、遂に萬箋盡きて捕へられて死す。(八) 行相府用談役井上興四郎・手元役前田孫右衛門

の中に於て、其の用ふべきものを擧げて任を重くし責を厚くせしめ、其れをして日夜二虜を待つ所以を思はしめ、其の權を奪ふことなれと。是れ今の御手當方と大いに相遠からず。宰相は其の權を奪ふことなしと雖も、權は且に宰相に奪はる、決して能く濟すなし。是を以て虜を制するは、猶ほ可なり。勤王の事、豈に此くの如くにして可と爲さんや。唐の許遠、張巡に謂つて曰く、「公は智勇兼ね濟く。遠は公の爲めに守らん、公は遠の爲めに戦へ」と。遠の位は本と巡の上に在り。是に至りて之れが柄を授けて其の下に處り、疑忌する所なし。居中、軍糧を調へ、戰具を修め、而して戰鬪籌畫一に巡に出づ。噫、是れ古の公道にして、抑々亦報國の赤心なり。兩府の撰充、固より兩相の商議何如に在り。然れども井上・前田の諸人をして張・許二公赤心の報國あらしめば、則ち公然としてこれを兩相に請ひ、以て君公の進止を取るも、何の不可か之れあらん。自ら薦むるも未だ必ずしも夸ならず、自ら貶すも未だ必ずしも辱ならざるなり。然れども公道の廢るるや久しく、嫌疑の風熾んにして報國の赤心未だ二公に及ばざれば、則ち大計何に由りてか建たん、而して勤王終に濟すべからざるなり。

耳食錄 安政五年十二月十三日 在松下村塾

(一) 周布政
之助・行相府
右筆役
(二) 内藤萬
里助・北條瀬
兵衛・兼重讓
藏・藤井庄兵
(三) 御密用
方と稱し、藩
府の典故儀式
系譜等の取調
(四) 江戸方
右筆役ともい
ひ藩主直轄の
政務に關興す
る祕書役
(五) 来原良
藏・中村道太
郎・桂小五郎
(六) 松陰の
嚴因事情を記
せる文。第五
卷三一〇頁參

近日の士論、多くは周布を重んず。周布の重きを爲すは、吾れ殊に其の然るを悟らざるなり。吾れ試みに之れを論ぜん。周布と事を同じくするのは則ち内藤・北條・兼重・藤井にして、皆今世の文人才子なりと雖も、忠直の氣、譽謗の風あるなし。是れ祐筆は則ち福島吉右衛門にして、其の人善良なりと雖も、立本、氣節に乏し、何の裨補か之れあらん。^(五) 来原・中村・桂・來島^(きよ)は皆忠直有爲の士なり、而して周布は則ち之れを疎んじ之れを忌む。

或ひと問ふ、「周布の四子を疎忌するは、何を以て之れを知るか」と。曰く、「周布は來原・中村を欺けり、嚴因紀事を見よ。夫れ親しき者は之れに告ぐるに實を以てす。今、虛を以て之れを欺く、之れを疎んずるに非ざるを得んや」と。來原嘗て論ず、桂は宜しくこれを君側に置くべしと。已にして之れを大檢使に屈す。余之れを

臆斷して曰く、「周布皆之れを忌みたるなり」と。

〔開傳〕

山縣、湯治と稱して、實は上國に往く。十一月二十五日、淀を下りて坂に入る。^(七) 仙吉といふ者、京より歸り、余の爲めに之れを道ふ。山縣の言に曰く、「余、姓名を變じて某と稱し、行府の密命を帶びて此に来る、切に前田・中村をして知らしむるなれ」と。

其の狎客は、茶に於ては則ち井上留六、酒に於ては則ち土屋彌之助。其の慷慨を裝ひ、氣節に扮するは、則ち松島瑞益・赤川直次郎なり。然れども松島・赤川は猶ほ山縣の信用あるに及ばざる者なるも、其の有爲の氣は浩々として未だ止まず、山縣の柔順なるに如く能はざるなり。近時政府に美舉なきに非ず、然れども福原繼嗣の事は左近允遣言して、彈正之れを右け、而して君公之れを允したまふ。周布なしと雖も必ず成るなり。學政の更張、歩兵の演習は議皆國相府より發し、農兵の議は國府之れを發して行府之れを沮めるなり。京師の細作は國府之れを差して行府之れを抑へしなり。細作

(八) 永代家
老福原家家督
相續の事。左
近之が歿後、
寄組の老臣佐
世主殿(實は
左近之の實
の嗣ぐ。こ
原越後なり
(九) 話
バイのこと

(一) 京都守
居役福原與
三兵衛

(二) 第五卷
三三五頁「三
末・岩國と和
せんことを論
す」
参考
江戸藩
邸役人

(四) 周布が
重要人物なる
ことを悟らざ
る意なり

の京に在る者に、福原邸守、酒を置きて懇慰し、其の外出を止む。蓋し行府の旨を奉
ずるなり。然らば則ち周布なしと雖も、何ぞ國に損せん。且つ事の舉がらざるもの指
屈するに勝へざるなり、親政衆議も未だ舉がらざるなり、大臣を和睦することも未だ
舉がらざるなり、三三末・岩國と親しむことも未だ舉がらざるなり。江邸の俗吏は宜し
く一掃して之れを盡すべきに、而も未だ舉らざるなり。然らば則ち周布の重きを爲す
は果して何を以てなるか。今、周布上君公に獲られ、中行相に知られ、下、一國人士の
望を荷ふ、乃ち其の身重し。其れ國の爲めに重き所以のものなれば、何を爲してか成
らざらん、何を言ひてか聽かれざらん。是れ吾れの悟らざる所以なり。往年、周布の
御政務座を免ぜられしとき、余、人をして之れに謂はしめて曰く、「公幸に官を罷め
て退居す、宜しく英俊を教育し以て國家に裨益すべきなり」と。周布曰く、「吾れ耐
ふる能はず」と。吾れ是れを以て其の志なきを知れり。而して今此くの如し、何の重
きことか之れあらん。十二月十三日書す。

讀書感奮餘錄三則 安政五年冬 在松下村塾

今日時機甚だ迫る、而るに俗論梗塞猶ほ尙ほ依然たり。寄組の入學、本より大議に非
ざるなり。然れども是れすら俗論に克つ能はず、則ち他は何ぞ言ふに足らん。故に西
門豹、巫を投じ河を治むるの事を以て、これを彈七相に責むと云ふ。

彦根大老は智瑠なり。尾・水・越・橋を罪するは、地を韓康子に請ふなり。四公罷む
るを辭せざるは、猶ほ韓と萬家の邑とのごとし。已にして土佐・宇和島を罷め、隠居
を請はしむ、又地を魏桓子に求むるなり。或は傳ふ、土佐は隠居を請はざらんと欲す
と。果して然らば、趙襄子の蔡臯狼の地を與へざるなり。當今天下の勢、正に方に此
くの如し、一日萬幾、殆あやかな、岌きふ々たるかな。未だ張孟談の何れの藩に在るを詳か
にせざるなり。晉の四大夫、趙氏の強なるに如くものなし、吾れ我が藩の趙氏たらん
ことを願ふなり。童子と綱鑑を読み、縱言して之れに及ぶ。

中大兄皇子、鎌足と與に入鹿を誅せしは、誠に危計なり、誠に快舉なり。吾が藩四侯
と與に彦根を誅するは、入鹿より易く、其の快之れに過ぐ。當路の君子、遲疑するな
とせざるなり。晉の四大夫、趙氏の強なるに如くものなし、吾れ我が藩の趙氏たらん
ことを願ふなり。童子と綱鑑を読み、縱言して之れに及ぶ。

くんば幸なり。童子の爲めに日本史齊明紀を讀み、因つて思ひ之れに及ぶ。

京邸の議 安政五年

在松下村塾

くんば幸なり。童子の爲めに日本史齊明紀を読み、因つて思ひ之れに及ぶ。

これを晉陽に攻め、城まさに陥らんとす。
趙の謀臣張孟談、韓魏と結び、急に伐つて智瑠を捕へ、これを滅す

京邸の議 安政五年 在松下村塾

(一〇) 書經
水戸・越前・一橋

(九) 尾張
水戸・越前・一橋

(八) 皇陶謨
競業々として一日二日萬

(七) 袁黃の撰
史綱鑑補、三十九卷

(六) 水戸・越前・薩摩の四藩主

(五) 水戸の大日本史

守居。京都の京都留

謹んで按するに、官司の要間、班資の崇卑は皆時に隨ひて宜しきを制し、一定あるなし。今、君公方^{まさ}に勤王を以て重事と爲す、則ち京邸の官司、職は宜しく要とすべし。班は宜しく崇くすべし。崇班要職なれば、其の選も亦豈に尋常の俗吏にして可ならん。一日二日のうちに萬福の兆あるをいふなれば、「競業々」と出づ。一日二日萬と出づ。公儀人多くは奥番や。舊例は、幕府を奉ずることこれより重きものなかりしを以て、公儀人多くは奥番頭に班し、出入親密なり。大阪の金穀の事は國用に關係すること最大なるを以て、頭人以下、皆歴練の老吏を以て之れと爲し、頭人は則ち班、表番頭格たり。獨り京邸寂寞、門雀羅^{あみ}すべく、庸材朽木の棄地と爲す、豈に君公勤王の旨然りと爲さんや。且つ從前は邸中無事にして、宴樂是れ耽^けり、是くの如きもの習ひて故事となる。凡そ京を守る者、未だ御所を拜せざるに先づ島原に遊び、親王關白は何人たるかを知らざるに妓名酒號、左右、原に逢ふ、今に至るまで猶ほ然り。京吏の俸給固より薄し、又遊蕩

して之れを盡し、楞然として將に餒ゑんとするも、尙ほ且つ狼疾、騎虎にして休止せず。今日天子軫念したまひ、公卿切歎するも、邸吏は尙ほ醉夢の中にして、其の何の故なるかを辨へず。政府蓋し亦其の弊を悔いん、盍ぞ其の本に反らざる。反らば乃ち一二有志の者を選び差して、以て京師の間諜を爲せ。吾れ竊かに政を爲すを知らずと爲す。請ふ私かに之れを策せん。邸守の班資、當に公儀人の如くすべし。大坂の頭人・檢使以下胥徒しよとに至るごときは、皆舊例に仍る。但し其の人必ず聰明識斷、學問あり、尤も尊皇の義を知る者は、胥徒の賤と雖も敢へて其の撰を忽せにせず、況や邸守をや。其の俸給は舊例に拘らず必ず之れを優給し、以て公卿私人と結び、及び志士仁人窮乏饑餓の者を養ふに足り、然る後可と爲す。凡そ京邸を守る者は、上は公卿の門に出入し、戀闕の誠を致し、以て九重の宸襟を安んず。外は志士仁人と交遊し、天下の公論を採聽し、以て本藩の廟謨べうぼを輔け、内は文を揆り武を奮ひ、闔邸の士氣を鼓舞す。下は胥徒雜役に至るまで屈抑する所からしめ、邸中をして絶えて脂粉の臭、醉夢の闌らんながらしむ。豈に堂々たる大國の京邸ならずや。之れを行ふこと極めて易し。

藩務及びその他の庶務を司る役

詩文拾遺

有司何ぞ患ふる所にして、敢へて之れを行はざる。吾れ故に曰く、「政を爲すを知らず」と。謹んで京邸の議を作る。其の人物錄は別に見ゆ。

讀書人に贈る 年月不明

男兒非蜉蝣 男兒蜉蝣に非ず、

心存萬世慮 心に萬世の慮を存す。

勿倣迂腐徒 迂腐の徒に倣ひ、

論衡爲談助 論衡を談助と爲すことなかれ。

子遠に與ふ 安政六年二月四日 松陰在野山獄
入江在萩

(一) 漢の王充撰す、三十歳。其の議論偏僻過激に失する所あれども世教に益あるを以て稱せらる。(二) 入江杉藏「關傳」(三) 宋の錢塘の人、秦檜を刺さんとして成らず市に磔せらる。(四) 明の李卓吾の著(五) 宋の大儒朱熹、朱子と稱す。

或は「今之岳の祠多く賊檜の像を鑄、門外に跪縛す、當に更に施全の像を鑄て、立て左に在らしめ、刀を持たして檜を砍らしむべし、乃ち得ん」と云へるを引く。何ぞ其の言の壯なるや。昨聞く、賓卿・實甫國に歸り、因つて山口に滯り、獨り無窮家に歸ると。三人、氣魄衰茶し、禍を惧れ義を忘れ、徒らに時を待つを以て藉口し、而して時の逝きて人を待たざるを思はず、吾れをして悶々食を廢せしむ。然らば切に施全の事を以て渠れに語ることなかれ。渠れ亦囁驚して箸を投ぜん。貴稿の韋の字、急速に之れを改めよ。

(六) 杭西湖畔にある岳飛廟。岳飛の誠忠遂に秦檜のために阻まれて却つて殺される。(七) 中谷賓卿正亮・久坂實甫玄瑞(八) 松浦無窮(九) 佐世八十郎・岡部富太郎。佐世は當時長崎留學當時の要鶴の議に興して脱走され、而もこの藩許を得て不日出發せんとする。而もこの以前松陰の要鶴の議に興して脱走しに苦境に立ち居たり。子夏を喪ひて哭するの餘り盲目となり、貧乏のためにやれ疲れたる。

(九) 佐世・岡部二君に寄す 安政六年二月中旬(カ) 在野山獄

久當聖賢門 久しく聖賢の門に當る、
進退勿躊躇 進退、躊躇することなかれ。
古今人所患 古今人の患ふる所、
嘗是子夏癯 嘗て是れ子夏の癯たり。

大名不ニ虚立。實賓其可レ辭。若辭ニ好レ名譏。忠孝不レ可レ爲。

男兒眞骨頭。豈受二人研剗。毀譽附ニ自然。吾自立卓々。

忍 (二首)

不レ動ニ聲兼ビ色。富山天下安。英雄大勳業。一忍酷難。

懲レ忿與レ窒レ慾。英雄雙工夫。窒レ慾猶容易。殊於レ懲レ忿輸。

松陰稿

* 春宵一刻直千金、花有ニ清香。月有ニ蔭といふこと讀み、子遠に遣はしぬ
獨寐の首を擧げて窓みれば花の月影直千金 矩方

良宵此くの如し、豈に復た得べんや。日月流るるが如し、機會失ひ易し。

○來月五日まで僅かに十五日あるのみ。十五日より又五日を失ふ。

入江杉藏に與ふ 安政六年二月二十日

松陰在野山獄

(二) 小田村伊之助(關傳)
士毅の見る所、此くの如きのみ、章を尋ね句を摘むの書生、安んぞ英雄豪傑の大策略

(三) 佐世八十郎・松浦松洞。この二人共に上京して書策する豫定なりしに中頃書き去れり

松陰

二十日

子遠 足下

僕、足下を信ず、故に此の書を呈す。足下若し僕を信ぜざれば、此の書を却回せよ。

諸友に與ふ 安政六年二月 在野山獄

大丈夫當に卓然自立し、千聖萬賢の動搖する所とならざるべし。若し人の跟脚に隨ひ、人の杖屨を持たば、是れ終身奴のみ。伏見の事、吾れ自ら爲す能はず、特だ子遠に問はれて、然る後之れに對へ、遂に論じて諸友に及ぶ。諸友是とせざれば則ち已めよ。何ぞ更に一獄奴の言の爲めに多少の憂慮を荷はんや。是れ吾れ已に獄に繋がれて奴となる、諸君又奴の奴となならば、更に辱ならずや。諸君唯だ能く自立して、復た獄奴に

其の言はざる
を明かにする

(五) 歴史綱
鑑補、三十九
卷。明の袁黃
の撰

(六) 洛陽の
人、眞宗の朝
に高陽關都部
署たり、契丹
に入寇して重圍
に陥るや、苟
も免かれんこ
とを求めず、
決戦して死す

(七) 第六卷
一四二頁以下
參照 * 以下原本
欄外に在り
日、藩主參勤
の途に上る筈
なり

(一) 三月五
日、藩主參勤
の途に上る筈
なり

問ふなかれ。獄奴も奴たるを喜ばざれども、死を惜しむこと極めて甚しきが爲めに故
らに生を縲紲るゐせつに偷ぬすむ。今後近きは則ち來原・桂、遠きは則ち周布・長井、交々來りて
吾れを奴とせん。吾れ然りと雖も獨り大丈夫となるべからざらんや。

八十、大いに是れ癡漢なり。明かに西すれば則ち師友に負き、東すれば則ち君父に
幸くを知る、君父と師友と、輕重辨へ易し、何の困迫か之れあらん。子楫、說あら
ば、何ぞ僕の爲めに一言せざる。大抵諸友僕を待つに鬼神を以てし、敬して之れを
遠ざくるあるのみ。乃ち面從後言して云はく、「義卿人に強ふ、義卿人に強ふ」と。
人事此くの如し、何ぞ更に呶々せん。吾れ前日粒(五)を絶ち、死して而も死せざるの人
たらんと欲す。恨むらくは志薄く執ること鬆れ(みだれ)、旋つて復た食に就く。今日便(すなは)ち生
きて而も生きざる人のみ。諸君情あらば、亦當に僕の爲めに一動すべし。

(六) 福原又・作間忠
三郎 [關傳]

育て強健飲啖すべし、是れ妙と爲す。戯言に非ざるなり。

宋の文豪にして政治家

むれば、必ず之れを難ぜん、慎々之々。

江帳の部に次す

實甫が三百の歸來、一の緊要の話なく、徒らに謎語數言を投するのみ。厚意過當、再びするなれ、再びするなれ。

大抵僕の行事は明々見易し、多少の議論を生ずるなれ。議論已むべからざれば、則ち公等は從横して不可あることなきも、僕は已に死人たり、復た生人と辯ぜざるなり。宜しく村塾に課題し、各々吉田矩方論一篇を作り、以て罵詈を縦にすべし、豈に公等に快からずや。

欄外にあり。この詩第六卷一四八頁にも出で、編者「死を愛しむ」と読みしは、この松陰の自註によりて明かに誤なり。(八) 増野徳民(九) 久坂玄瑞、江戸より三百里程を踏みて二月十五日萩に歸來す(一〇) 謎語數言なるもの何を指すか未詳なるも、この頃の久坂よりの書簡第九卷四九一號參照すべし

感傷の言 安政六年三月 在野山獄

(一) 安政五年三月二十日、堀田閣老を召して下し給へる日米通商條約再議の勅諭をさす。

(二) 建武・延元の世、即ち後醍醐天皇天業恢興の世なり。

吾れの死を求むるは、啻だ異を好むに非ざるなり。初め詔書の降るや、固より死を以て事に勤めんと期す。今死する能はず、是れ心に負くと爲す、一なり。天皇の憂勤何如ぞや、而して防長一人の死なし。今死する能はず、是れ吾が公に負くと爲す、二なり。去年の事、實に建延以來の大機會にして、而も天下乗ずる能はず、則ち今後三十年、復た見るべきものなからん。今死する能はず、是れ朝廷に負くと爲す、三なり。此の三負を抱きて快々として世に居る、生も死に如かざるや久し。況や政府の諸公、從前喋々たりし者、今は則ち黙々たり。村塾の諸友、平時炎々たりし者、今は則ち寂々たり。尊攘の事止み、公駕東行するも、漠然として顧みず、曾て官を棄て祿を辭し、古人の爲せし所に倣ふ能はず、其れ國脈を如何せん。平時直諫なんば、戦に臨みて先登なし。是れ治亂同じく済はれざるなり。一念ここに至る、但だ感傷悲愁あるのみ。

狂歌 安政六年春 在野山獄

(三) きじは小田村士毅、かづらは桂小五郎、みちたは中村道太郎、くるはらは來原良藏をさす

(三) きじもそろ／＼尾が出る、かづらはなににまどふらん。みちた貌にて長崎へ、くるはら花のさくかさかぬか。

久坂玄機の上書の事を記す 安政六年春 在野山獄

(四) 働月性(五) 久坂玄瑞の兄、安政元年二月歿、年三十五(六) 中村道太郎「關傳」(七) 赤川實昌ならん、第一卷丁巳日乗正月十一日(八) 久保五郎左衛門

清狂、玄機を挽す。「讀書醫國平生志。決戰攘夷絕命文」の二句眞に泣くべし。聞く、玄機死に瀕して上書せしも、家其の稿を失ふと。道太云ふ、「當に相模の營庫に存すべし」と。相營今已に徹せらる、果して何れの局に歸せる。願はくは其の在る所を推究し、玄瑞をして抄し藏せしめんことを、亦賢者の用心なり。

家兄梅太郎に贈る 安政六年春 在野山獄

(七) 赤川翁の著、筐草の外猶ほ幾數種があるを思ふ。(八) 久保翁想ふに當に之れを詳かにすべし。弟本と翁の官途の轉遷、生歿の歲月を略述し、其の著書の後に置き、以て後考に資せんと欲す。願はくは事を以て久保翁に質し、且つ其の藏する所を借致せば幸甚な

り。

(一) 林有道

囚ならん

(二) 古の酒

を作りし人な

り、因つて酒

の異名となる

(三) 富永有

麟のことの如

(四) 梁の武

帝の時、夢占

の名人あり。

武帝これを試

みんがため詐

して曰く「昨

夜、屋瓦二つ

驚鳴となりて

飛び去れる夢

をみたり、如

何」と。夢占

曰く「今日臣

下二人天亡す

べき夢兆なり」

と果して近

臣二人鬪諍し

天亡せりと

言ふ。是れ夢

を致すなり

(五) 晉の武

○ 安政六年春 在野山獄

木々大人心ありとて佳節にも杜康の家に過られざれば屈原の事など思ひつづけて

我れひとり醒めたる人の心しは昔も今も床しかりける

富永有隣の事を記す 安政六年春夏 在野山獄

(前編)右其の原は親戚の陥る所となり、これを野山獄に投ず。余、已に獄に入りて深く相親善し、意に深く之れを憐む。余、已に獄を脱し、父兄友生と謀り、引きてこれを村塾に主とす。已に一年、衆交々服せず、訖に今日に至り、相讎敵視す。諸々諉論して曰く、「義卿人を知らず、有隣義を知らず。(以下略)

夢を論ず 安政六年四月二十五日頃 在野山獄

夢本と定然たるなし。梁武が乙卯の夢、以て其の禍敗を釀し、陶侃が升天の夢、以て其の諫抑に資す。則ち志の敬怠は夢に禍福あり。宋の沈煥云へらく、「晝はこれを妻子に觀、夜はこれを夢寐にトス、兩者愧づるなくして、始めて以て學を言ふべし」と。此れ孔子周公の夢に見るあり、而して眞に人をして泚然として顙に汗せしむるを言へり。余、獄に入りてより來、竊かに國に死するを以て自ら期し、夢も亦之れと隨ふ、心に頗る以て愧づるなしと爲す。四月念五、午睡して忽ち夢む、獄より徙りて安きに就き、便ち嬉々として楽しめり。寤めて悦ばず。吾れ豈に獄を以て苦と爲し、徙るを以て楽しみと爲し、僥倖を以て悦びと爲す者ならんや。何ぞ此の夢ありしや。夢を以て戒めと爲す、陶士行は吾が師なり。故に具さに之れを書す。

○ 安政六年五月 在野山獄

高須うしのせんべつとありて汗ふきを送られければ

矩方

四二一

(六) 宋の學
(七) 論語述
(八) 高須久
(九) 野山獄の事

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

をいふ

(八) 高須久

子、野山獄の事

而篇第五章に

「子曰く、甚

がいかな、吾

が寝へたるや

久し。吾れ復

見ず」とある

箱根山越すとき汗の出でやせん君を思ひてふき清めてん

高須うしに申上ぐるとて

一聲ひとこゑをいかで忘れん 郭公ほととき

松陰

○ 年月不明

述懷

骨を粉にし身を碎きつつ大君に丹あかき心を捧げてしがな

* 本卷口繪
參照。署名矩之
之は憚りて故
らに變じたる
ものか。第四
句の中程に點
あるは文字の
不足あるも推
察の眼なかり
しを以て、特
に自らその不
足を意識せる
足を意識せる
示すためによ
るに附したま
る

絶筆 安政六年十月二十七日 在江戸獄

* 十月二十七日呼出しの聲をききて

此の程に思ひ定めし出立いだたちはけふきくこそ嬉しかりける

矩之

辭世 安政六年十月二十七日口吟 在江戸獄

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂

吾今爲國死 吾れ今國の爲めに死す、
死不負君親 死して君親に負かず。
悠々天地事 悠々たり天地の事、
鑑照在明神 鑑照、明神に在り。

矩方

解題

○松陰詩稿は松陰二十五歳の秋即ち安政元年九月江戸獄を免されて萩に護送さるる途上の吟詩五十七短古以下、安政五年戊午の終りに至る間の詩及び極めて小數の和歌を輯めたものである。但し「舊稿」と題するものの中の一首、及び「西征殘稿」と題するものは各、嘉永六年の九月露艦搭乗のため江戸より長崎に急行した途次の舊作であるが、月性・口羽杷山等の評を請ふために何れも松陰が後に更に清書又は改竄したものであるため、この稿中に收められたものである。従つて「西征殘稿」中の始の八首は第十卷「長崎紀行」中にも見えて重複するが、暫く原本の儘にここに載せた。且つ詩稿の配列は「西征殘稿」をその序にある如く安政四年の所に置いた以外は、率ね作られた年月順に従つたから、原本の配列とは少しく異なる。而して「甲寅舊稿」(舊全集に乙卯舊稿とせ
るも、この度訂正す)「咏史」「乙卯冬稿」「丙辰秋冬稿」「丁巳詩稿」「戊午稿」の六つの標題は舊全集編纂の時に編者の命名したもので、今回もこの名を襲用した。

原本は萩市松陰神社の所蔵に係り、半紙二つ折形の一冊本である。中に土井有恪伊勢の人、
號オサト

月性・黙霖・口羽杷山等の批圏評文があるが、本全集には省略した。原本には目次がないか

ら、便宜のため編者の手で新しく作つた。但し長文の題は折略した。

松陰の詩の刊本は明治年間尊攘堂發行木版本「松陰詩集」と、民友社發行「松陰先生遺著」中の松陰詩集があるが、それは門人馬島・山田の二人の編輯に基くものなることが「松陰先生遺著」中の例言によつて分る。今その例言を参考のために次に記しておく。

「此の集原本一巻、先生自ら輯めて默霖・月性及び口羽通琦等に示す所にして、題して松陰詩稿と曰ふ。戊午の十二月獄に赴くに當り、通琦及び門人久坂誠に託するに刪定の事を以てす。而して通琦は先生に先だちて死し、誠も亦未だ依託を果すに遑あらず、姑く戊午の稿を併せ收む。明治の初、門人馬島昭・山田顯義と之れを刊せんことを謀り、「稿」を改めて「集」と曰ふ、分ちて二巻と爲す。幾くもなくして昭死し、事又沮む。今、剞劂に附するに當り、悉く故人輯錄の體に仍る」（原漢文）

○坐獄日錄は安政六年三十歳の春、萩の野山獄中に於て執筆せられたもので、極めて小篇ではあるが、日本の古典を引用して吾が國體の尊嚴を述べ、經史を援きて臣道を批判せる重要な著述の一である。自筆原本は所在不明で、本全集は萩市松陰神社所藏の兄杉梅太郎筆寫本に據つたが、漢籍よりの引用文以外は和文である。

○照顏錄は安政六年五月二十二日、即ち江戸へ櫈送せられる三日前の筆に成り、有名な古人の名言義節を摘錄してこれを讚評し、自己の所見心事をも併せ述べたもので、これ亦小篇ではあるが一片耿々の精神は強く輝いてゐる。照顏の題名は自序にある通り文天祥の正氣歌の結句に基いてゐる。原本は萩市松陰神社の所藏に係り、兄杉梅太郎の手寫本で、序跋並びに漢籍よりの引用文以外は和文である。本書は「坐獄日錄」と合本にして松下村塾より發行せられたことがある。

○縛吾集は安政六年五月二十五日萩發より六月二十五日江戸着までの櫈輿中に口吟せられた詩の集で、松陰は筆墨を携へぬ故、護卒に筆記させたものることは五月二十九日の詩によつて分る。從つて誤寫も往々あつたのを、後年大樂源太郎長州藩士、梅田雲濱門下の志士が校正したといふことである。本全集は萩市松陰神社所藏のこの校正本を原本とした。尙ほ同神社には別に默霖批評入りの寫本があるが、その評はこの度は省略した。題名は最初の詩句によつたもので、松陰の命名に基くものか後人の命名かは不明である。本書の木版本には加藤熙常陸の人、當時山口の明倫館の教授の序文があるので、参考のため左に掲げて置く。

「縛吾集敍」

嗚乎、松陰先生、世の罔極に遭ひ、常に憤々として外虜の侵擾を慨く、反つて忌諱に觸れ、遂に戻を獲て再三囚に就き、迺ち厥の躬を殞す。其の櫈輿東下するに方りてや、文山の丹

車、澹菴の征駿のごとく悽愴否ならず、而して輿中詩を得る數十篇、蓋し囚中紙墨なく、韻書なし、唯だ護卒の筆を使ふ者に吟誦口授す、而も精神の注ぐ所、淫々として紙上に溢る。正氣の篇に至りては則ち二三十年天下に未だ見ざる好文章にして、獨り東湖翁の續正氣歌及び此の一篇は踵を文山に接すと云ふも亦可なり。知るべし、躬を圓牆覆盆の下に屈すと雖も、然も其の襟懷浩落、依然として宇宙の間に充塞す。姦人之れを誦すれば以て舌を捲き膽を破るべく、烈士之れを誦すれば以て眉を揚げ氣を吐くべし。其の徒比^{このご}ろ板に刷りて以て其の傳を廣めんと欲し、予に序を徵む。予、此の郷に客寓すること久し、先生の親戚子弟と交尤も厚し。豈に其れ辭すべけんや。時に群敵四境に逼る、而して予の去らず、優游諷誦して閑散日を涉るは、踏海の志を懷いて竊かに先生の風に比するあるなり。乃ち喜んで之れを言ふ。

乙丑除日前一夕、夜半微吟淺酌、寒燈を剔り凍毫を呵して、鴻城(山口)の客館に書す。常陸の后學櫻老藤瀬撰す」(原漢文)

○涙松集は同じく檜輿中にて口吟せる和歌二十首を輯めたもので、江戸着邸後の作も二首含まれてゐる。「縛吾集」と同様に眞蹟本はないから、萩市松陰神社所藏の他筆寫を原本としたが、それには鈴木高鞆^{周防防府天満宮の神官にして國學者歌人}・黙霖・某の三人の朱筆添削及び書入れが施してあるも、それは今全部省略して原形の儘にした。舊全集以前に「松陰先生遺吟」として「縛吾集」と合本で世に公にされ更に單行本として流布されたものは著しく原歌を改竄したもので、歌の數も原歌以上に「東行前日記」「留魂錄」その他書簡中に見える二十首をも附載してあり、これは近藤芳樹^{藤原宣寸}の意によること、及び歌集の題名も宍戸眞激^{通稱九郎兵衛}の命名なることが流布本の跋によつて分るので、これ亦参考のため左に載せて置く。

「すべて歌のかず四十、みな國をおもふまことより出でたれば、王を尊びていにしへのおほ御てぶりにかへし、夷をはらひてわだつみのほとりをきよめむとするの志おのづから言の外にほへり。さるはあやをなさぬところなきにしもあらねど、天地をうごかし、おに神をなかしむるいさをは中々にかかるたぐひにぞあるべき。ことにとぢめのひとうた^(流布本の最後の歌)は橘のまうち君^(正成)の討死したまひしをりの言葉にこころかよひて露ばかりもこの世の情にひかれず、いとおむかしくなむ、あはれみな人づねにこの歌をずんじてこのこころをだにわすれずば、君にそむくたふれもなく、夷におかさるる憂もなくなりなむものぞ。

○

「芳宜^{はぎ}の城下を南のかたへ出いりする郊外にとしふる松たてり、そをなみだ松となむいふ。

他邦にたびだつ人はこの松を見かへりて悲しみ、他邦より年月へて歸り来る人はこの松を見つけて嬉しむ、うれしきにもかなしきにもこの松によりてなみだぐまるるをとりて名によべるなりけり。吉田義卿は嘉永癸丑の歳より外夷の我が神州を輕しめ悔ることをふかく慨たみ、人にさきだちて言にも事にもいと切にあらはしたるが、公にふれて囚人となり、東國に赴きけるを、此のまつのもとにてよめる歌につづけて、憂が中によみ出たりしたびの歌ども、これかれかき集めたるを、うからなる杉修道もち來て我れに校合せよとあつらへけるを、とくものせでなほざりに過しける間に、おのれ江戸の櫻田殿に候らひにと出立ちし日、その松のした行きて義卿がことおもひ出でつつ、松のつれなき色さへななかに涙のたねとなりて、あだにはあらぬ名にこそなどつぶやき／＼て行過ぎつつ、ひととせばかりの江戸の候らひはてて、歸り来てまたその蔭を見れば、千とせのいろもたのみなく枯れあからみてなむたてりける。げになさけしらぬ人のうへをば岩木にたとへいふが世の中のならひなるを、この松は忠孝の爲に身をもすてたる人のかけし涙のいとあはれふかさに感じてかれたるやと、またもなみだのもよふさるがあやしく、やがて涙松集となづけて

松の葉の千とせの色はかひなくてなみだのかれぬ袖の上かな

文久壬戌の歳、神無月ばかり、そのうたまきにかきつけかへしつ。 宮戸眞激

○留魂錄は江戸獄に於て刑死の前日即ち安政六年十月二十六日の黃昏に成れるもので、知友門下生等への遺言書ともいふべきものである。これに依つて幕吏取調べの経過や、獄中志士の消息も明かになると共に、松陰の死に直面しての靜かな心境も窺はれ、後起の同志に對する嚴肅且つ痛切な遺託も知ることが出来る。

この書自筆本は二通作られ、一は刑死後間もなく江戸の飯田正伯等から萩の高杉・久保・久坂連名宛に送られた（伯の埋葬報告書参照）が現存せず、他の一は同囚沼崎吉五郎に託し、明治五年に楫取素彦小田村伊之助の發見するところとなり、次いで野村靖和作にも通じ、明治九年に至つて沼崎より野村靖の手に入り、明治二十四年萩市松陰神社に藏せらるるに至つたものである。この眞蹟本の來歴については野村靖の文が「松陰先生遺著」にのせてあるので次に示すことにする。

先師松陰先生手蹟留魂錄の後に書す

余曾て神奈川縣令たり。一日、老鄙夫あり、來り謁し、小冊子を懷より取りて曰く、「奴は長藩の烈士吉田先生の同獄囚沼崎吉五郎なり。先生殉難前の一日、此の書を作り、奴に語げて曰く、余既に一本を吾が郷に贈る、然れども或は阻滯して達せざらんことを恐れ、又

是れを以て汝に託す。汝、出獄の日、これを長^(州)人に致せよ、長人皆我れを知る、其の誰れたるを問はずと。奴、後に三宅島に處流せられ、頃ろ赦されて歸る。偶、公の長人たるを聞き、謹んでこれを呈すと。余披いて之れを閱すれば、則ち先師手蹟の留魂錄なり。乃ち告ぐるに師弟の實を以てす。吉五驚喜して具さに先師坐獄の状を説き、且つ「諸友に語ぐる書」(第九卷四八二頁參照)及び遺墨數葉を留めて去る。時に明治九年某月なり。因つて思ふに、當時留魂錄の村塾に到るや、中に先師の手蹟に非ざるものあり、衆其の故を解せず。今此に就きて、始めて他人に改作せられしを知る。嗟吁、先師終りに臨みて從容迫らず、用意縝密、此の書幸に今に存す、其の魂其の文千歳不朽と謂ふべし。抑、吉五は一無賴の徒のみ。然れども流竄顛沛の間に處りて保持失はず、遂に先師の遺託を全うするを得、豈に至誠人を感じしむるに非ずや。余將に佛國に奉使せんとす、此の書の由つて傳ふる所を記し、「諸友に語ぐる書」及び遺墨を併せて、これを村塾に藏む。

明治辛卯(四十一年)七月

子爵 野村靖識す

先師十月二十日家大人・玉丈人・家大兄に上るの書(第九卷六二一號書簡をさす)に、「諸友に語ぐる書」の事あり、而して傳はらず、常に以て憾みと爲す。今又これを吉五より獲、蓋し先師併せて其の別本を託するなり。但し結尾完からず、深く惜しむべし。靖又識す(原漢文)

但し野村靖は明治九年神奈川縣權縣令にして、縣令となつたのは明治十一年故、右の文中、事實に錯誤あるも、暫く明治九年を正しとし、「縣令たり」とあるを記憶違ひと見做しておく。

眞蹟本は薄葉半紙四ツ折十枚に和文にて細書してあり、その折疊みの跡深く垢染みてゐるのは、沼崎が流竄十幾年に亘る保存の苦心を物語るものであらう。本全集はこの眞蹟本を原本とした。尙ほこの眞蹟本以外に現存せざる今一つの眞蹟本の寫本と思はれるものが四種類あるが、何れも同じ個所が一行分脱落し、明かに同一系統の寫本なることが分る。又嘗て萩に於て松下村塾發行と稱して發賣した石版刷は眞蹟の模寫にして誤字多く信賴の出來ぬものであり、現今萩松陰神社發行のものは寫眞版にして原型その儘に精確であることを附言しておく。

○詩文拾遺は本全集の何れの成書にも收められないものを一括集録して年代順に配列したものである。和歌を除く以外の原文はすべて漢文である。各篇の表題のうちには原文にはなくて編者の附したものも相當數あるが一々断らなかつた。又題下の年月その他は便宜編者が附した。

○以上本卷には七種類の述作を收めたが、その漢文書流し及び校訂、頭註等は、松陰詩稿を委員廣瀬豊、其の他を委員玖村敏雄・西川平吉の二人が共同して擔當した。

昭和十四年十一月二十五日印刷
昭和十四年十一月三十日發行

吉田松陰全集第七卷

(岡山製本)

編纂者

山 口

右代表者

齋

藤

彦

育

一

會

發行者

岩 波

右代表者

齋

藤

彦

育

一

會

印刷者

白 井

精

興

社

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
東京市神田區錦町三丁目十一番地

岩 波

茂

太

郎

雄

發行所

岩 波

書

店

電話 33) 一一八七・一八八九・一八〇番
振替口座 東京七四一六番

小店出版物中、萬一不完全な品（落丁・亂丁等）がありました時は、御手數乍ら渡れなく
御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御讀後でありますても、早速お取替致します。

IT 7W26

終